



社会福祉法人 三愛学園
児童養護施設 さんあい

平成30年度事業計画

神を愛し 人を愛し 土を愛す

施設長より

今年度は、さんあいが現在の地に移転してから10年の節目を迎えます。その歳月の間に児童養護を取り巻く環境は大きく変わりました。小舎制家庭的養護への移行、里親委託の推進、職員配置基準の改善、職員処遇改善加算の導入などめまぐるしい変化に職員一丸となって対応してきました。そして2015年にファミリーホーム「茜の里」の開所、2017年に緊急一時保護ユニット「オリーブ」を開所いたしました。法人が変化に対応し前進するには、必要な職員の確保が必須でしたが、毎年神様から必要な人材を与えられました。これからも私たちが真摯な想いで子どもたちのニーズに応えようとするとき必要な人材は必ず与えられると信じています。職員の多様性を理解しながらも、法人の養育目標に少しでも近づくために理想とする職員像を以下のようにまとめました。

法人の養育目標は、「思いやりのある子」です。「思いやりのある子」に育てもらうには、「思いやりのある職員」の存在が必要です。以下に示される「思いやりのある職員4か条」は、法人の求める職員像であり採用や育成の基準となります。

「思いやりのある職員4か条」

1. 子どもを思いやる職員

- 子どもに寄り添い、成長の可能性を信じ、常に彼らの最善の利益を追求する姿勢を求めています。
- 子どもたちの模範となれるよう「あいさつ」「思いやり」「感謝の心」を実践し、人として成長する姿勢を求めています。

2. 職員を思いやる職員

- 法人の目指す養育を理解し、チーム・プレイヤーの意識を持ち、同僚を励まし、先輩の助言に耳を傾け、後輩を育てる姿勢を求めています。

3. 自分自身を思いやる職員

- 自分自身の可能性を信じ目標や課題のためにチャレンジする姿勢が求められます。
- 自分自身の健康管理、メンタルヘルスケア、プライベートと仕事のバランスを計る姿勢を求めています。

4. 地域や社会を思いやる職員

- 法人の支援する子どもたちばかりではなく、広い視野を持ち地域やその外にいる社会的養護の必要な子どもたちを思いやる姿勢を求めています。

最後に、業務に注力するには心身ともに健康であることが基本です。心身が健康であるためには適切な休みが必要です。さんあいには、他の福祉事業所と比較して比較的休みが取れやすいと思います。業務の調整をしながら、年休の取得率の向上を目指しましょう。

今年も安心安全に心掛け、子どもたちに良い経験をさせてあげましょう。良いことは言い続けましょう。子どもたちと皆様の日々の生活の上に神様の祝福がありますように！

平成30年度事業計画

社会福祉法人三愛学園 事業計画

中期運営方針

- 1、「児童憲章」「児童福祉法」及び「三愛学園」の理念に基づいて、児童養護施設・さんあいの養護要綱に示される養護を実践し、その内容を充実発展させる。
- 2、全国児童養護施設長研究協議会で示されている方針より、特に以下の事項に焦点を当てて取り組む。
 - 被措置児童等虐待の根絶のための取り組みを強化する。
 - 職員の人材確保・育成・定着を図る。
- 3、職員育成の一環として法人理念と文化の再確認をし、その醸成を図る。
- 4、中期事業計画「未来に向かって4つの挑戦」の実施。
- 5、関係機関との連携を強化し、地域福祉への協力体制を強化する。
- 6、役員会等の実施。
 - 定例評議委員会（6月、3月）
 - 定例理事会（6月、3月）
 - 選任解任委員会（必要のあるとき）
 - 苦情解決第三者委員会（年2回）

30年度事業計画概要

- 1、中期事業計画「未来に向かって4つの挑戦」に沿って事業を実施する。
- 2、さんあい事務所棟を拡張し、学習スペース、心理スペース、会議スペース等を確保する。
- 3、緊急一時保護ユニット「オリーブ」の定員を5名から6名に増員し安定的な運営を目指す。
- 4、ファミリーホーム「茜の里」の安定的な運営を目指す。

児童及び職員の概要

児童養護施設さんあい

- ・児童定員 35名
- ・職員数 常勤 29名

施設長、副施設長、主任、書記、ケアワーカー、臨床心理士、家庭支援専門相談員、
里親支援専門相談員、栄養士、事務等

緊急一時保護ユニット オリーブ

- ・児童定員 6名
- ・職員数 3名

ファミリーホーム茜の里

- ・児童定員 6名
- ・職員数 3名

平成30年度事業計画

児童養護施設さんあい 重点目標

① 子どもたち一人ひとりの最善の利益の追求

- ・挨拶、ありがとう、ごめんなさいを言い合う文化の醸成。
(思いやりのある子どもの第一歩として、まず職員同士から)
- ・子どもたちの心の安定や自立に合わせた個別ケアの実施。
(家庭や学校との連携強化)
- ・子どもたちの心身の成長に合わせたグループワークの強化。
- ・子どもたちの心の安定を目指したアニマルセラピーの導入。
- ・学習サポートの充実。

② 退所児童へのアフターケアの充実

- ・退所児童のデータベースの構築と同窓会の実施。
- ・新業務システムやSNS等を用いたアフターケアの推進。

③ 職員にとっての最善の職場環境の追求

- ・業務の効率化と利便性の向上のために新業務システムと新PCの導入。
- ・養育の質の向上と育成促進のために業務のマニュアル化促進。
- ・園内外の研修機会の拡充と先駆的な取り組みをしている他施設への視察。
- ・次世代リーダーたちの育成とリーダーシップの移行。

④ 地域・国内・世界の社会的擁護の必要な子どもたちへの貢献

- ・地域の社会的擁護の必要な子どもたちのために緊急一時保護ユニット「オリーブ」の定員増を図り安定的運営を目指す。
- ・地域の里親や発達障害児を抱える家庭に対する研修と相談の実施。
(子育て相談室の継続と里親支援事業として「ふれあい家族」及び「里親サロン夏みかん」の継続)
- ・国内被災地等への支援及びタイの子どもたち支援の継続。
- ・上記の貢献のためにITを活用した積極的な広報・募金活動の展開。
- ・ファミリーホーム「茜の里」のサポート。

緊急一時保護ユニット オリーブ重点目標

① 子どもたち一人ひとりの最善の利益の追求

- ・年齢に合わせた学習サポートの充実。
- ・本園との連携によるグループワークや性教育などへの参加。

② 職員にとっての最善の職場環境の追求

- ・本園の新業務システムの導入。
- ・研修機会の拡充と先駆的な取り組みをしている他施設への視察。

③ 地域・国内への貢献

- ・全国で取り組まれている「一時保護所改革」への参画と貢献。

平成30年度事業計画

職員研修

主な研修予定

4月	初任者向けパック研修①②、管理者キャリアパス研修
5月	初任者向けパック研修③④、施設内学習会①、労務管理者研修、メンタルヘルス推進者養成研修
6月	初任者向けパック研修⑤⑥、園内研修①、埼玉研新任研修①、中堅職員キャリアパス研修
7月	園内研修②、施設内学習会②、チームリーダーキャリアパス研修、社会福祉法人監査研修 人材育成研修、発達障害に関する研修、関東ブロック児童養護施設研究協議会（栃木） 主任級研修、心理職研修
8月	施設内学習会③
9月	園内研修③、感染症専門研修、スーパービジョン基礎研修、基幹的職員研修、キリスト教連盟子 育てワークショップ・フォローアップ研修、全国児童養護施設協働ケア研修
10月	財務管理担当者研修、全養施設長会議（北海道）、関東ブロック児童養護施設職員研修会（静岡） 県児童虐待防止研修、深谷市虐待防止講演会、職員一泊研修
11月	園内研修④「さんあいセミナー」、スターターズセミナー、中堅職員他施設視察一泊研修（千葉）
12月	埼玉協他施設派遣研修、施設内学習会④
1月	園内研修⑤、チューター養成研修、全養中堅職員研修、子どもの虹児童福祉施設指導者合同研修
2月	施設内学習会⑤、子どもの虹心理担当職員合同研修、埼玉県児童福祉施設指導者研修会
3月	施設内学習会⑥、退所児童等支援事業全国セミナー

※施設内学習会①～⑥は1～2年目の職員対象に先輩職員や各専門職が講師を務め、社会的養護におかれている児童への理解を深める場とする。

※園内研修①～⑤及びさんあいセミナーは、当施設S Vである藤井和子先生より、ペアレント・トレーニングを基本とした、子どもの自己肯定感を向上させるための養育力を養う研修である。さんあい全職員対象の他近隣施設の職員や里親さんへもご案内する。

※上記内容は事業計画上の予定である。職員に必要な研修があればその都度追加する。

※自己研鑽のため、自らが見つけ出した学びの場に対し、一人10,000円まで研修費用として支給する。

平成30年度事業計画

各タスクチーム

広報タスクチーム	広報の他に地域交流・貢献や支援者の開拓と管理を更に充実させる。広報誌さんあい新聞の発行、HP／ブログの、さんあい祭り、バザー、子育て相談室、子ども会、カフェさんあい等の運営管理を行う。	松本（リーダー）、園長、村尾
食育タスクチーム	従来の子どもの食育の他に、行事食、さんあいレストラン、エコの日等の推進を担う。	坂田（リーダー）、岩下
生教育タスクチーム	基本は性（生）教育を中心。その他に子どもの社会での自立・自活を考え、セルフ・サポート・とれなど生きる教育全般を担う。	浅野（リーダー）、河村 平松、岡田
職員育成タスクチーム（新）	全職員育成のあり方、方法等について考え、月一学習会や園内外の研修で実践する。職員のメンタルヘルスも担う。	高瀬一、松本、青木の、青木よ 高柳、浅野、野田、天田
職員研修タスクチーム	藤井SV園内研修「ペアレント・トレーニング」及びさんあいセミナーの企画運営。	青木よ（リーダー） 大井田、田母神

平成30年度事業計画

<p>危機管理タスクチーム</p>	<p>職員の危機管理意識を高め、防災や事故防止に努める。定期点検の実施やヒヤリハット分析からのさんあいの危機管理状況を確認し、職員へのアドバイスとサポートを行う。</p>	<p>野田（リーダー） 山口、野口</p>
<p>子どもの権利擁護タスクチーム</p>	<p>さんあい職員間の子どもの権利擁護意識の向上を目指し、入所児童のみならず、被虐待児や地域の貧困家庭の子どもの権利擁護の視点から、緊急一時保護、ショートステイ、トワイライト事業等のニーズを把握し、必要な活動を実施する。</p>	<p>高柳（リーダー） 柴崎、山崎、岡西</p>
<p>学習支援タスクチーム（新）</p>	<p>学習環境整備、教材確保、学習ボランティア調整等を行う。動物飼育によるアニマルセラピーも担う。</p>	<p>高田（リーダー） ディアス、大塚</p>
<p>アフターケアタスクチーム</p>	<p>退所児童のアフターケアの充実を目標として、児童や支援体制の課題を整理し、施設として可能な支援を実施する。</p>	<p>青木の（リーダー） 新井、奥木</p>
<p>療育タスクチーム（新）</p>	<p>発達障がいに関する学習会の企画や特徴を抱える子どもの療育カンファレンスの企画運営。</p>	<p>天田（リーダー） 加藤、國分</p>
<p>チュータータスクチーム（新）</p>	<p>主に一年目の職員を対象とした育成計画の作成とサポーター的立場での相談役となる。</p>	<p>柳井（リーダー） 増子、早野</p>

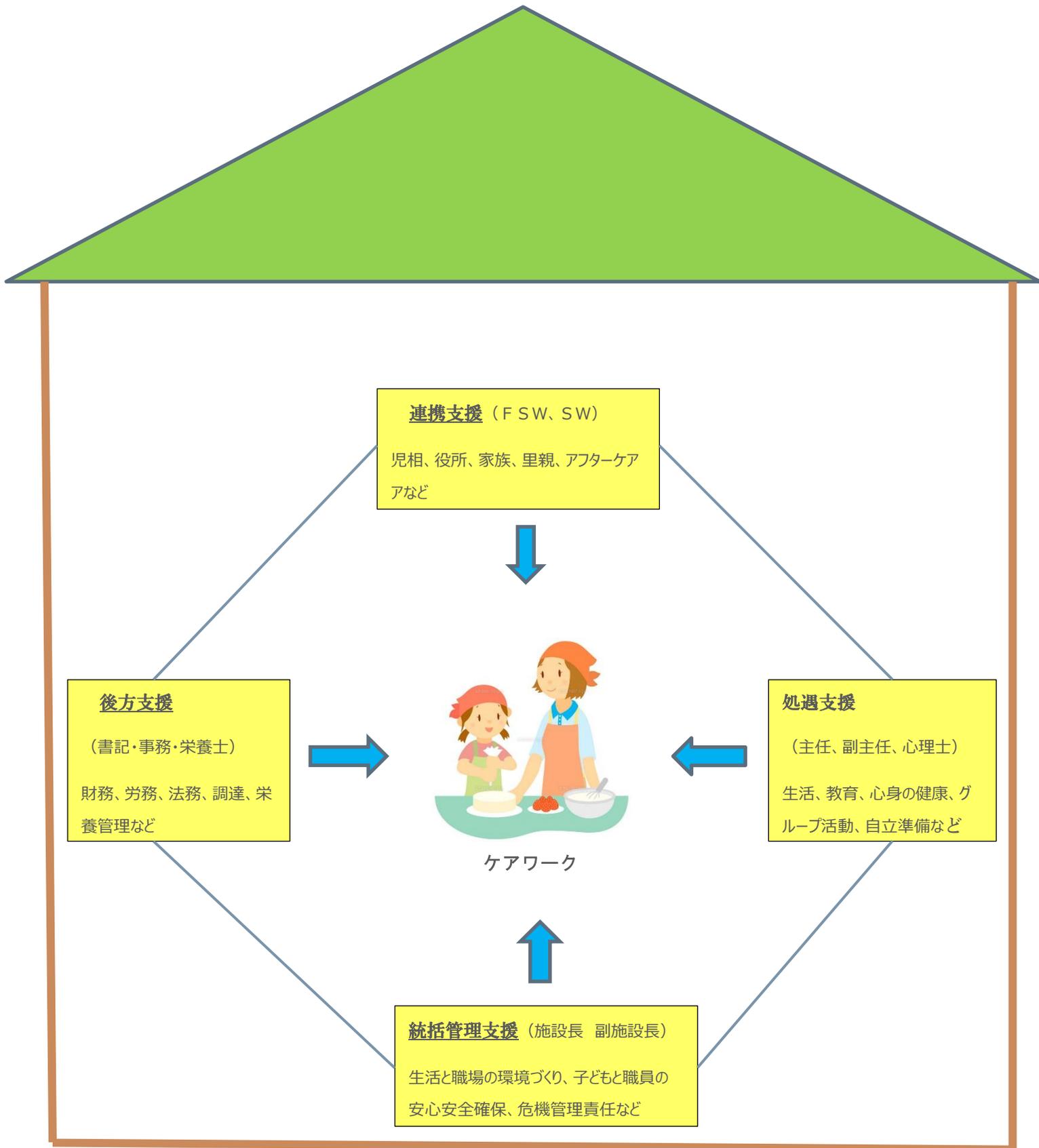
平成30年度事業計画

さんあい職員の役割と責任

役職	主な役割	主な責任
理事長	理念の形成・監理、法人全体の運営監理、法人職員の任免、施設長の育成監督	法人全体の法的責任を負う *理事長は無報酬
施設長	理念に基づく施設全体業務の運営監理 施設職員の育成監督	施設全体の法的責任を理事長と共に負う
主任	施設長を補佐し直接処遇業務全体の運営監理 副主任の育成監督	施設長と共に施設全体の直接処遇業務の責任を負う
副主任	主任を補佐しブロック全体の直接処遇業務の運営監理 ブロック内職員の育成監督	主任と共にブロック全体の直接処遇業務の責任を負う
ホームリーダー	ケアワークの他にユニット業務の調整、副主任と共にユニット職員の育成監督	ユニット業務全般の責任を負う
先輩ケアワーカー	ケアワークと共に後輩職員への助言	担当業務の責任を負う
新任ケアワーカー	ケアワーク	担当業務の責任を負う
心理士	主任を補佐し、児童の心理療法を実施し、ケアワーカーに助言を行う	児童の療育的サポートと生教育の責任を負う
家庭支援専門相談員(FSW)	施設長を補佐し児童相談所や役所、児童の家族との連携業務を担う	施設長と共に児童相談所や役所等の公的機関との連携の責任を負う
里親専門相談員	法人全体の里親委託の推進を担う	施設修繕及び防災防犯関連の責任を負う
書記	理事長及び施設長を補佐し法人財務及び施設財務の監理、法人労務監理、法務監理を行う	理事長・施設長と共に財務・労務・法務関連の公文書作成の責任を負う
事務	書記を補佐し、書記業務の補佐を行う	担当業務の責任を負う
栄養士	書記及ケアワーカーと連携し、食事の献立を作成し、必要な食材の調達と配達を行う	施設の衛生管理及び児童の食育の責任を負う

平成30年度事業計画

さんあい養護体制（イメージ）



各種会議

法人運営会議

理事長、施設長、書記で構成され、「茜の里」を含む法人全体の財務、法務、人事等の運営管理や評議会や理事会の運営管理に関する協議を行う。

運営会議

施設長、書記、主任、F S Wで構成され、子どもの処遇やそれに伴う職員体制等の重要事項や課題等の協議を行う。また、年間事業計画や中期計画策定とその実施状況の管理も行う。

リーダー会議

施設長、書記、主任、副主任、緊急一時保護ユニットホームリーダー、専門職で構成され、児童の処遇に関わる情報共有及び検討事項の協議を行う。

ブロック会議

各ブロックメンバーで構成され、必要に応じて施設長、主任、専門職が参加する。ブロック内児童の処遇に関する情報共有や検討事項の協議を行う。また、心理的なケアや心理士や医療機関との連携が必要と思われる児童に対して「療育ケースカンファレンス」の時を持つ。その際は、療育タスクメンバーの他に主任、F S Wの参加は必須とし、会議議事録を簡潔に記録する。

ホーム会議

ユニット職員で構成され、ユニット内児童の処遇に関する情報共有や検討事項の協議を行う。

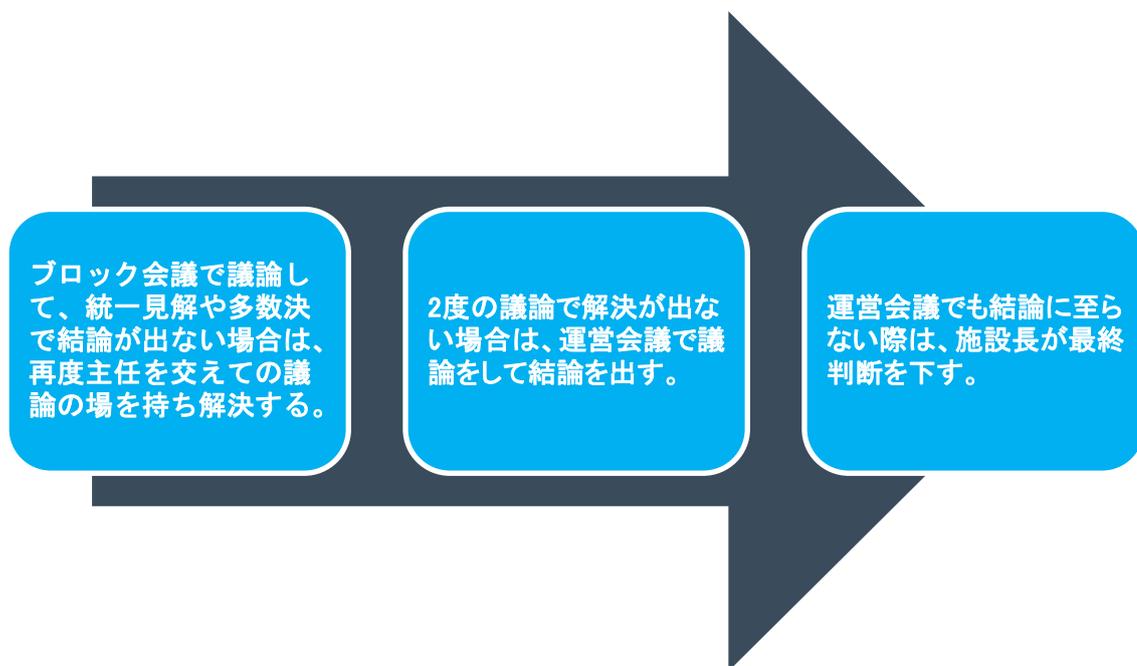
タスクチーム会議

タスクチームメンバーで構成され、必要に応じてリーダーが招集する。

さんあい課題解決プロセス

● 適応範囲

さんあいでは、ブロックというチームで児童の養育を担っているため、処遇に関わる課題解決のプロセスには、十分に意見を出しあって関係職員全員が納得できる結論を出すことが望ましい。ただ、課題によっては対応の期限が定められていて、緊急に結論を出さなくてはならない場合もある。以下に示すプロセスは、児童の処遇に関して緊急性が求められる課題の解決に適応される。（但し、危機管理対応の課題はこのプロセスの範囲ではない。）



● このプロセスを進める上での職員の心構え

- ① 一人一人が自分の意見をはっきりと明確に表明する。（沈黙は議論の妨げ）
- ② 多様な意見を真摯に受け止める。
- ③ 会議の場の感情は、会議の後には持ち越さない。不満や愚痴等を他者に漏らさない。
- ④ 司会者は、会議終了時間をあらかじめ設定し、スムーズな司会進行を心がける。参加者は司会者を助けて議論を進める。議論に必要なと思われる資料を用意する。（原則的にお茶やお菓子の準備は不要）
- ⑤ 自分とは違う考えが結論になっても、チーム全体、施設全体の結論として尊重する。

平成30年度事業計画

里親推進活動

子育てサロン「夏みかん」実施予定

目的：里親とさんあい児童との交流を深め、さんあい「ふれあい家族」の登録者を増やす関係づくりの場とする。また、未委託里親さんの子どもとの関わり方のスキル向上のための場の提供。

*さんあい「ふれあい家族」：施設で生活している子どもが、学校がお休みの時期に、里親登録されているご家庭でホームステイ（数日間の宿泊）をさせていただきさんあい独自の事業です。

（会場：やまき園）

実施日	時間	内容	持ち物	参加費
4月29日 (日)	午前11時～ 午後3時	収穫体験：たけのこ・ふき 木工・クラフト 草餅づくり（よもぎ摘み）	お弁当・着替え 筆記用具	200円 *場所代 *収穫体験
6月24日 (日)	午前11時～ 午後3時	収穫体験：ジャガイモ堀・(しいたけ) 風の道散策・沢遊び フルーチェ作り	お弁当・着替え 筆記用具	200円 *場所代
8月 25日～ 26日 (土 日)	午前11時～ 午後3時	宿泊体験 沢遊び・映画鑑賞・花火・かき氷 お弁当・BBQ, 焼きそば パン・レトルトカレー	お弁当 レトルトカレー着 替え 筆記用具 タオルケット 水着、網、ゴーグル 観察カゴ	大人 2000円 子供 1000円 *場所代
11月11日 (日)	午前11時～ 午後3時	収穫体験：みかん狩り 木工・クラフト ホットケーキづくり	お弁当・着替え 筆記用具	200円 *場所代
1月27日 (日)	午前11時～ 午後3時	かるた、すごろく、トランプ等 木工、クラフト、竹細工 餅つき（炊いたもち米を袋で揉む）	お弁当・着替え 筆記用具 皆で遊べるもの	200円 *場所代
3月10日 (日)	午前10時～ 午後2時	収穫体験：ふきのとう うどん打ち（粉を袋で混ぜて足で踏む） 木工、クラフト	お弁当・着替え 筆記用具	200円 *場所代

入所児童同士のトラブルによる負傷事故防止策

2015年12月29日 施設長

職員の皆様、

2015年12月21日に起こったKくんの負傷事故を、たまたま起こってしまった事故として過去のものにするのではなく、職員個人として施設全体として、より良い養育を目指して改善すべきことを見つめるべきです。以下に挙げる項目は、このような事故を未然に防ぐために整理して記したものです。今後の業務に是非生かして下さい。

1. 危機管理の視点を磨く

子ども同志のトラブルで事故に結びつくような事項（例：押す、手を出す、蹴る、その他の危険行為）は、ヒヤリハットを提出して職員間で共有する。「最悪のことが起ってしまったら」の視点を常に持つ。

2. 養育上の指導を徹底する

人を傷つけてしまうことの重大性や相手を怒らせてしまうことの重大性をしっかりとその場で教えてゆく。危険行為は絶対に見過ごさない。その場で毅然とした指導をする。必要に応じて、副主任や主任、施設長のサポートを得る。

3. 予見的視点を磨く

ヒヤリハットもその1つである。ヒヤリハットでの共有後は、すべての職員は危険行為が起りうることを予見できる立場にある。即ち、「善良な管理者としての管理義務」が発生する。したがって、子どもの行動と危険を見極め、事前に危険を回避することが求められることになる。もし、これを怠り事故が発生してしまった場合は、組織として個人として訴えられることもありうる。

4. 事故が起こってしまった後の知識を持つ

加害者の子どもが14歳以上で重篤なケースは、刑事事件として警察の介入がありうる。14歳以下であれば、警察の介入もありえるが、児童相談所への通告処分での処理。また、子どもや家族の申し立てにより、民事訴訟や子どもの権利侵害や苦情解決の対象になりえることも心しておく。

5. 「子どもの最善の利益」の視点で臨む

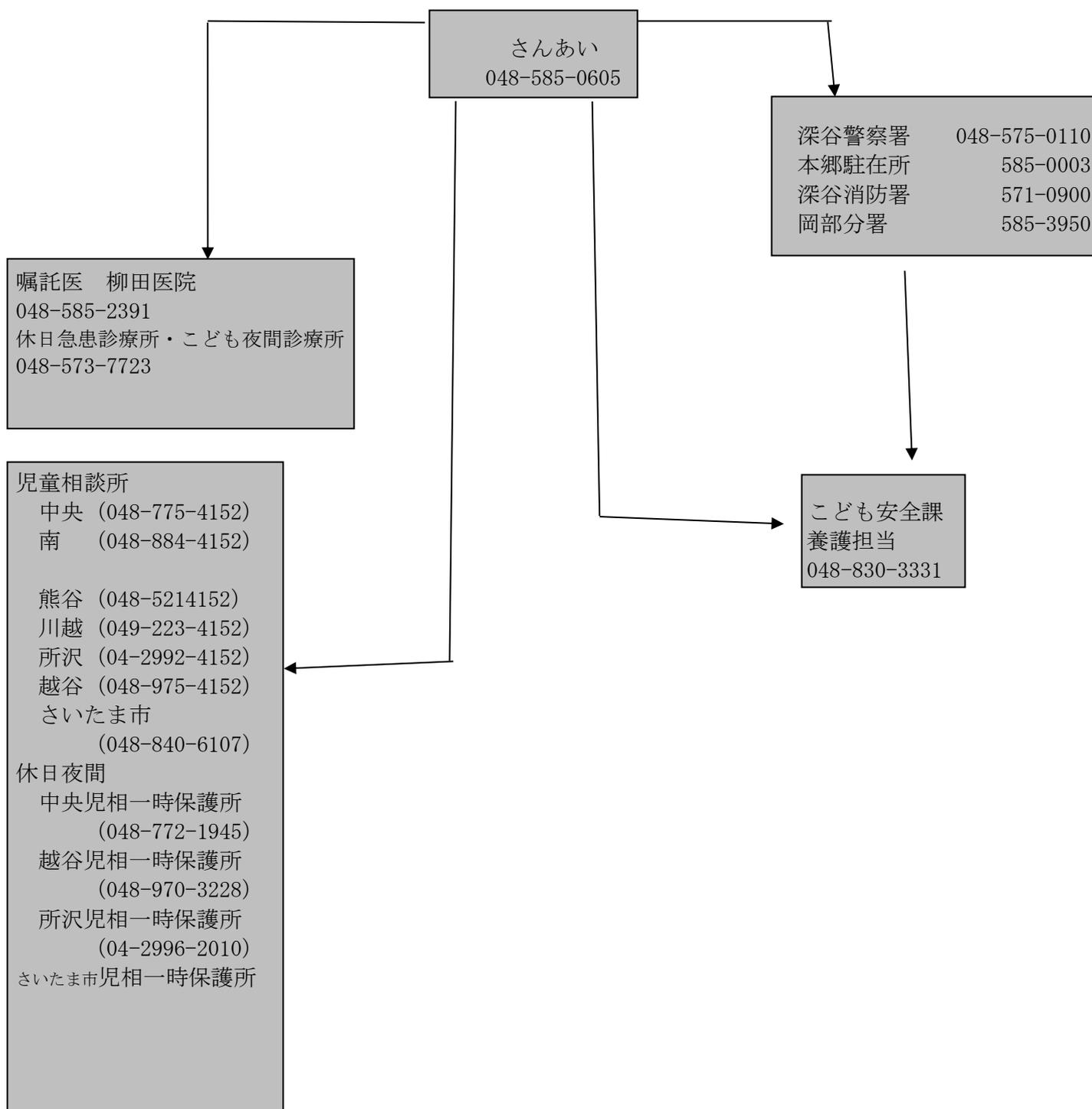
子どもを被害者にも加害者にもさせない。児童養護施設の職員としてさんあい生活する時だけでなく、子どもの将来の社会生活を考える上で最も重要な視点。自己防衛や組織防衛の視点に陥らず、児童養護の現場のプロとして、常に「子どもの最善の利益」の視点で臨む。

別紙 1

事 故 等 の 報 告 例

報告を要する 事件・事故	報 告 例	報 告 先
○児童の権利侵害 に関わる事件・ 事故	<ul style="list-style-type: none"> 施設長が児童に対し、体罰・暴言、性的行為等の心身に有害な影響を与える行為（以下「有害行為」という。）を行った場合 職員が児童に対し有害行為を行った場合 児童が性的被害を受けた、あるいは与えた場合 	こども安全課 児童相談所
○児童の生命・心 身に重大な影響 を及ぼす事件・ 事故（権利侵害 を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 児童が死亡した場合 児童が負傷した、あるいは負傷させた場合 児童が交通事故にあった場合 児童が感染症に罹患した場合 	こども安全課 児童相談所
○県民の心身・財 産等に重大な被 害を与える事故	<ul style="list-style-type: none"> 児童が施設外の者に対し暴力を振るうなどにより心身に被害を与えた場合 児童が施設外の者の財産を侵害（窃盗、破壊）した場合 	児童相談所
○施設設備等に重 大な被害を及ぼ す事件・事故	<ul style="list-style-type: none"> 台風・地震・火災等により施設設備に被害が生じた場合 	こども安全課 児童相談所
○その他報告が必 要と認められる 事件・事故	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報漏洩した場合 	こども安全課 児童相談所
	<ul style="list-style-type: none"> 児童が無断外出した場合 	児童相談所
	<ul style="list-style-type: none"> その他、施設長が報告が必要と判断したもの 	

児童の事故発生時の連絡体制



子どもたちの30年度が神様に守られて
豊かな年になりますように！



児童養護施設は、保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。（児童福祉法 第41条）

児童養護施設 さんあい

369-0212 埼玉県深谷市櫛挽15-2

電話 048-585-0605

Fax 048-585-0562

[Web サイト]<http://www.san-ai-jidouyogo.net/index.html>